

## 第4回練馬区障害者計画懇談会議事録

- 1 日時 平成26年6月23日（月）午後6時30分から午後8時30分
- 2 場所 本庁舎20階 交流会場
- 3 出席委員 馬場委員 岩田（理）委員 清水委員 津野委員 石原委員 丸山委員  
保坂委員 妹尾委員 中井委員 横井委員 森下委員 加藤委員  
鈴木委員 関口委員 棚瀬委員 松沢委員 安部井委員 久我委員  
矢吹委員 金井委員 谷部委員 岩田（敏）委員 秋田委員  
朝日委員（座長） 岩崎委員（副座長）
- 4 欠席委員 林田委員 阿部委員 北楯委員 櫻井委員 平塚委員
- 5 傍聴者 1名
- 6 配布資料 資料1 相談体制を充実する  
資料2 地域生活を支えるサービスを充実する  
資料3 障害児支援を充実する  
資料4 障害者就労を促進する  
資料5 権利擁護を推進する

開会

### ○事務局

（資料の確認、欠席委員の連絡、人事異動に伴う区側出席者の紹介を行った。）

- 1 あいさつ

### ○座長

皆さん、こんばんは。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

天候が不安定で蒸し暑い中ではございますけれども、こういう時期だからこそ、きちんと障害者計画策定のための懇談会を意義のあるものにしていきたいと思っております。ご協力をよろしくお願いいたします。

- 2 次期障害者計画について

### ○座長

次第に沿って進行をさせていただきたいと思っております。

本日は、次期障害者計画について、「第6章 障害者施策の総合的展開の検討」が議題になっております。今回と次回で、この総合的展開のいわゆる各論の部分の部分を順次検討していくこととなります。非常に限られた時間でございますが、重要なテーマでありますので、ぜひお願いしたいところがございます。事務局から、前もって資料を配付しておりますので、簡単に説明をお願いします。委員の皆様方からは、いろいろなご質問あるいはさらにご議論いただきたいところがあると思っておりますが、それぞれのテーマのところ、限られた時間で順次ご意見を出していただきたいと思います。できるだけ幅広く、いろいろな方からテーマに従ったご意見を頂戴できればと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局から、「相談体制を充実する」について、説明をお願いします。

### ○石神井総合福祉事務所長 資料1「相談体制を充実する」の説明

## ○座長

各資料が1枚ずつになっています。現状、課題、施策の方向性ということで、それぞれの委員のお立場で、順次ご意見をいただきたいと思ひます。

## ○A委員

今のご説明で、施策の現状、課題、施策の方向性が示されておりますが、実施するに当たっての具体的な内容はいつごろ示されるのでしょうか。例えば、説明された資料1の相談体制を充実する施策の方向性について、生活支援センターをほかの機関と連携して相談支援機能の充実を図っていくことが記されています。この相談機能には、実態調査で要望があったように、夜間の時間帯を活用して相談支援を実施するのか、相談内容に対応する専門性を持った職員を設置するのか、そのほかの細かな計画はいつごろ示されるのかということをお聞きします。

## ○座長

冒頭お話しましたように、今すぐに事務局でお答えしていただくというよりは、例えば「施策の方向性」で、夜間対応や、専門性の部分で、より詳細な施策をきちっと明示してほしい、このようなご意見という形でご発言いただくという理解でよろしいですか。

## ○A委員

はい。

## ○B委員

この相談は、専門家による相談も大切ですが、やはり障害の当事者であったり、家族の方が介護をしているのかということが非常に大切だと思ひます。そういう意味で、この「現状」のところで身体・知的障害者相談員というのが設置されていて、これはおそらく「障害者福祉のしおり」という冊子の11ページの「相談員」というところだと思ひます。委員の中にも、この相談員になられている方が多数いらっしゃって、大変それはいいことだと思ひます。しかし、ここで具体的に相談する側の身になってみると、書き方が個別に出てきているので、もう少し利用の仕方を具体的に説明したらいいのかなと思ひます。この相談員であれば、これは電話相談ということだと思ひますが、そういうことが全然書かれていません。

それと、相談員についての充実ということでは、ここには出ていませんが、65歳未満が初任で、65歳以上になると相談員になる資格がありません。ただ、1回（相談員）になると75歳までできます、というのはちょっとおかしいと思ひます。今の世の中で、65歳で足切りしてしまうということがちょっとおかしいのではないか。あるいは、年齢制限などは特に必要ない、こういう分野では特に経験というものが非常に大切だと思ひますので、年齢制限なしで、適任であればなっただけでいい形にしていきたいと思ひます。

## ○C委員

今、A委員とB委員が言われたことを確認することになると思ひますが、「課題」の中で、「ライフステージや障害特性に応じた支援のため」云々と文章がございます。精神障害者に関する障害特性というものをよく考えていただいて、施策の方向性では、相談支援機能の充実を図っていくというだけでは不十分で、さらに具体的に申し上げますと24時間電話相談対応体制を検討してほしい。この方向性だけではちょっと不十分で、ぼんやりした総論的な言い方だけでは、納得できないということをお願いしたいと思ひます。

## OD委員

私も重なるところですが、相談体制ということで、B委員などもおっしゃっていましたが、ピアカウンセリングという部分で、本会の人たちも相談員をしています。しかし、宣伝がないのか、相談する必要もないのかはよくわかりませんが、確かに数は少なかったという部分もあるでしょうが、今までは決まったときに来て、(相談員を)配置するという仕組みだったものが、4月からは相談があったら来てくださいという感じのようです。効率的にはそうなのでしょうが、この場合は電話ではなく、実際に対面してお話を伺うという相談でしたが、そこにいるから行ってみようかという人も何人かはいるはずですが、確かに効率が悪く、誰も来なかったのにお金を払うというのはどうかと言われるとそれまでですが、「この日にいるから行きましょう」「ちょっと行ってみようか」というものもあるでしょうし、わざわざ電話して予約するだけが相談ではないのではないかと思います。その辺りのやり方というか、相談を受けられるような門戸を広げるといえるのか、そういうことを計画の中にも入れていただきたいと思います。

## OE委員

「施策の方向性」に書いてありますが、「各種制度やサービス、相談窓口について、病院や学校などに積極的に情報発信していき」というお考えについては結構なことだと思います。しかし、今までのご意見と同様に、方向性という意味では、区に関わる病院や学校だけではなく、私立や行政区の違う病院あるいは都立の学校等も含めて積極的に情報発信していくという辺りを、方向性の具体化として表現していただければと期待しております。

## O座長

相談支援事業のお立場で、F委員いかがでしょうか。

## OF委員

「現状」のところ、「どこに相談すれば良いかわからない」「身近な場所で気軽に相談できる相談窓口がほしい」とありますが、基礎調査の中で、精神障害の方は自立診療にはつながっていますが、手帳を持っている方が少なかったり、割と入院期間が短い方だったり、本当は仕事をされていたりなど、地域で生活するのに地域生活支援センターまではいかずに制度を使うところで、(生活が)できている方たちが多いのかなという印象を持ちました。地域生活支援センターができたときは、行政機関には自分はこういう相談したいということが明確な相談の窓口というイメージがあり、地域生活支援センターには、まだ自分の中で課題がうまくまとまらないが、話をしながら整理し、「これとこれが回っているので、ではここからやってみようか、これは誰に相談しようか、これはここでやってみようか」というような形で行っていく機関かと思っています。ただ、それが必要な方たちと、制度として使うことで事足りてしまっている方たちと分かれてきているので、ここにあるのかなと思っています。それは恐らく精神科の通院というのは敷居が低くなってきている部分もあるのかと思うのですが、一方で、相談窓口として地域生活支援センターが受けられるということをもっと広く周知していく必要があると思っています。

また、サービス等利用計画ですが、今、制度が急ピッチで進む一方で、サービス等利用計画を立てられる事業所が少ないという状況です。研修などに出ると、講師の先生によく言われるのが、計画をつくるというのは、まずサービスを使うための前提なので、計画段階では非常に不十分でも仕方がない部分があると。ただ一方で、定期的に、その方にお会

いしてサービスの方向性を決めていく、お互いに状況を話し合っていくというモニタリングでどれだけ力を発揮できるかということが、相談支援事業者に求められていくということなので、相談支援事業者の研修、質の向上は非常に大事なところだと思っています。

また、慣れてきたときに、練馬区独自でもいいと思うのですが、高齢者の場合、ケアマネの人数はある程度決まっているので、障害分野でも決めて、少し質の高いサービスを維持できるような体制を整えていくというのは、権利擁護という意味でも視点としては大事なところかと思えます。

### OG委員

さらには、(今回の基礎調査の結果では) 本当に利用相談先として利用されている方が少なく、しかもその前の調査のときよりさらに5%も下がっています。非常に残念だと思います。というのは、10年前に他区の生活支援センターを見学しまして、ぜひ練馬区にも生活支援センターをつくってほしいという働きかけをしたメンバーの一人です。そのときの思いは、立派なものをつくるというよりも、むしろ敷居の低い、例えば電車やバスに乗らなくてもいける、サンダル履きで行けるような気楽に相談できるところが身近にあったらいいなということで働きかけをしたのを思い出しました。

非常に少ないということは、もしかしたら行きづらいとか、それから、相談員をしたときに感じたことですが、電話がかかってきたときに、こんなことを言っているのかわかりませんが、「お刺身を洗って食べるのですか」という相談があり、私は驚きました。しかし、知的障害者の人はそういうことも相談したいんです。えっ、と思われるかもしれませんが、本当にささいなことを身近に寄り添って相談に乗ってくれる人、話を聞いてくれる人がたくさんいてほしい、それが安心感につながっていくのだと思います。

ですから、本当にここに書いてある基幹相談支援センターとして機能を充実させるということも大事ですが、もっと気軽に何でも相談できるようなところを目指していただけたらとてもうれしいと思います。

1つ質問ですが、生活支援センターは4つで終わりと聞いておりますが、将来的に本当に練馬区は4つで終わりなのでしょう。

### ○座長

質問の部分は、これからの施策の具体的なところで、お話を詰めていただければと思いますので、非常に短くて申しわけないのですが、相談体制についてのご意見を頂戴いたしました。24時間体制や、ピアカウンセリングあるいは当事者の活用、または言葉が出ませんが、相談する前の相談をきめ細かくアウトリーチ型で対応していくようなことがあったと思います。

それから、これは後にも関係するので、私なりの見解になってしまいますけれども、「施策の方向性」そのものが極めて抽象度が高い文章になっておりますけれども、まさにそういう意味で、皆さん方から出していただいた意見を踏まえて、それをプラスする形で最終的には施策一つ一つに展開していくと思います。今のような感じでご意見を出していただいたほうが、施策の方向性をより具体的なものにしていく手だてかと思えました。

それでは、「地域生活を支えるサービスを充実する」の説明をお願いします。

○障害者サービス調整担当課長 資料2「地域生活を支えるサービスを充実する」の説明

### ○座長

では、順次ご意見を頂戴したいと思います。

### ○H委員

親亡き後のお話が出ましたけれども、地域医療や家族からの自立を考える上で、住まいは大変重要な問題だと思うのですが、ここにグループホームの整備を進めていくと書いてあります。一方では、新しく施設をつくるにあたって、建築基準の制度の縛りがかなりネックになっていると感じています。また、空き家や空き店舗などの活用という話がある中で、もちろん耐震やバリアフリーといった安全面に配慮するということは、当然重要なのですが、もう少し建築基準を緩和して空き家や空き店舗などを活用していけないのでしょうか。大泉学園町の北部などは、かなり空き家が目立ってきています。そういった資源を、もう少し活用していけないかなというところが、まず1つあります。

また、家族から精神障害の方が自立してひとり暮らしをするときに、生活保護を受給している方は非常に多いです。一方で、生活保護は生活補助と住宅補助と丸ごと扶助になりますが、例えば住宅の家賃だけを助成するとか、年金等と組み合わせながら家賃だけの補助を受ける、という形で支えることで自立できる方もいらっしゃるのではないかと思います。結果的に増大する生活保護を少し抑えていくことにもつながるのではないかと思います。障害者計画の部分だけで議論することではないかもしれませんが、住宅の部分だけの家賃補助のようなものも、練馬区として考えていただければいいのではないかと思います。

### ○I委員

住む場所と食べるものがないと地域生活ができず、その中でも住むということがとても重要です。人口70万人の練馬区において、どれだけグループホームをつくっても足りないです。どれだけお金をかけてつくったとしても、要望には応えられないと思いますし、グループホームに入れずに待っていて、退院できない方がたくさんいらっしゃいます。

グループホームに入りたいかというニーズを調べますと、グループホームは嫌だという方が結構いらっしゃいます。退院も含めて親から離れる場合もそうですが、グループホームは嫌だという方にどう対応してほしいかといいますと、親が不動産会社に行って物件をあたるのですが、障害があって、生活保護という中で、親一人の力で借りることに本当に皆さん苦勞して、かなり断られます。

空き家は非常に多いのですが、空き家の中で、まず、不動産会社自体がそういうことを紹介していない会社と、理解のある会社がいらっしゃるのですが、そういうところを橋渡ししてくださる人材、直接アドボケートのような形できちんと同行して下さって、交渉してくださる人材がいると非常にありがたいと思っております。

保証人の問題などもありますが、オーナーの方に障害の理解を進めるといった施策を、家族などではできかねるところがあるので、行政として進めていただいて、障害があっても安心して住めるような枠を確保できる人的サービスを活用するような方法を検討していただきたいと強く思います。

### ○B委員

肢体不自由の事業所に対して、通所支援をもう少しきちんとしてほしい。例えば福祉園ですとバスで通所させてくれます。ところが、私の娘の通っているところはそれがなくて、職員や親が通所をさせる。もちろん近くに住んでいて自力で通える方はいますが、必ずしもそういう方ばかりではありません。事業所が、例えば練馬駅の近くにあれば一番い

いですが、それもまた難しい。駅から大分離れたところに事業所がある。そうすると自力で通わざるを得ないという状況で、事業所の職員の方がワゴン車、という形になるのですが、それを運転する人がいない、職員に負担がかかる。それでも足りないところは親が送迎せざるを得ない。親も、高齢化でとてもできない。そうすると通えないという事態も出てきます。そういう意味で、通所支援をできるように保障してほしいと思います。

### 〇C委員

ここの「地域生活を支えるサービスを充実する」というのは非常に重要な項目だと考えています。特に「施策の方向性」で、「だれもが安心して暮らせる地域づくりに取り組む」と。これだけでは不十分であります。

もう一つ、資料5の最後の「施策の方向性」に書いてあります、障害者自身が適切に自己決定を行い、意思表示できる体制にしてほしい、という文句をこちらへ持ってきていただきたい。なぜかといいますと、現在厚労省で検討している「病棟転換型居住施設」は、精神障害者の権利を保持する、いわゆる権利条約19条に違反する重大な問題をはらんでいます。26日に大集会があり、私ども家族会も参加する予定でございます。「病棟転換型居住施設」は、精神障害者の権利を全く無視するような方向づけがあるということです。

もう一つ、I委員が言われた、グループホームが嫌だという人がいます。これは重要なことです。だから、障害者自身が自己決定できる、意思表示ができるような体制がこの「施策の方向性」の中に、安心できるのはもちろんそうですが、権利を擁護する文句を入れていただきたいというのが私の意見でございます。

### 〇J委員

グループホームの件ですが、知的障害者のグループホームをつくろうということで、以前も駅から歩けるところにグループホームができるかもしれないと期待したのですがけれども、練馬区は東京23区内ですから、余りに家賃が高く経営が成り立たないので、話が潰れてしまいました。家賃が高いというのは、下がる可能性はあまりないですし、もしグループホームに入って、障害者の場合ですと年金等を勘案しますと、結局親の持ち出しになるという場合もあります。グループホームをつくるのは理想なのですが、なかなか話が進んでいかないところがあります。単に整備費の助成等の問題だけではなく、家賃補助の問題が非常に大きいと思います。その点をよろしくお願いしたいと思います。

単にグループホームができて、そこで暮らせなくなったとか、いろいろな問題が起きた場合、対応が非常に大変だと思いますので、基幹になる部分があって、グループホームにうまくつないで、サテライト型の形でできないかということをお前からお願いしています。杉並区では中心になる施設があり、そこから（サテライトの）グループホームに出てという形で、困ったら、もとのところに相談するという形になっております。練馬区でも何とかお願いしたいと思っております。

### 〇K委員

先ほどのH委員からのお話ですが、精神障害者の方はなかなか給料が少ないというのはわかりますけれども、生活保護で丸抱えではなく、住宅扶助、要するに家賃補助だけをしてくださいというのは、当然やっている話だと思いますが、余り知られていないのでしょうか。丸抱えではないとだめという制度にはなっていないと思うし、生活扶助だけ下さいということもできるし、それを知らない人もいます。その辺りについてお答え願いますか。

練馬区にお願いしたいのですが、水際作戦というので、今は生活保護を申請しても、どうのこうのとか言っていますが、高等裁判所の判決で、一旦受給したものは何に使おうが自由だと言っているわけです。そういった部分をもっと前面に出さないと、申請したくてもできない。練馬区に限らないですが、そこが重要な話とっております。

#### ○石神井総合福祉事務所長

生活保護につきましては、基本的には月々の収入がその方の最低生活を補うのに足りない場合、その足りない分をお出しするということでございます。生活費の中には、月々の食費等もありますし、光熱水費、それから多くは家賃でございます。確かに23区の家賃は高いという現状でございます。

しかしながら、この生活保護の制度は、今言った家賃だけ、医療費だけという考えではなく、その方のトータルの収入額と、国が考える最低生活費の額を比較して、足りない分を支給するというございます。結果的に、年金が多くあるので家賃だけ生活保護でお出しをしている方もいらっしゃるかもしれませんが、基本的にはトータルでの判断ということでございます。

#### ○L委員

「現状」の、「高次脳機能障害者等の中途障害者を対象とする自立訓練等の通所事業を開始した」という部分ですが、平成20年に家族や支援者が高次脳機能障害者支援事業の実施をお願いする陳情を致しました。翌年の平成21年には練馬区長期計画及び第2期障害福祉計画に支援事業の実施計画が掲げられ、25年度には、通所事業が開始されるという区のスピーディーな対応に感謝しております。それから、「課題」のところに「高次脳機能障害者等の中途障害者について、自立訓練等の通所事業終了後の日中活動系サービスが求められている」とありますが、この事も大切ですが、実際に通所できる方はほんの一部で、それ以外に多くの方が日中活動の場を必要としています。現状では、区内の受け入れ施設は質、量ともに不足しており、折角入所しても障害を理解されず断られてしまい、行き場がなくて家にいる人もいます。もう少し幅広い表現をして頂けたらと思います。

#### ○座長

今いただいたご意見は、多様な住まい方が選択できるというところを、いかに具体的に保障していくかということが皆さんの中で共通していることかと思われました。そのためには、グループホームの充実のみならず、さまざまな居住支援のあり方なども含めて検討していく必要があるということ、さらには日中活動と住まいをどうつないでいくかということも地域生活を支える上で重要な課題というのが、ご発言いただいた中で共通する要素だったと思います。

「障害児支援を充実する」のところまでご議論いただいて、その後休憩したいと思います。では、事務局からご説明をお願いします。

#### ○障害者サービス調整担当課長 資料3「障害児支援を充実する」の説明

#### ○座長

ありがとうございました。それでは、同様にご意見を順次伺いたいと思います。

#### ○K委員

「課題」のところですが、上から3行目、「保育所、学童クラブでは重度障害や医療ケアが必要な児童への対応が求められている」とあります。今、学童クラブで重度障害の児童

を預かっているクラブはありますか。

#### ○障害者サービス調整担当課長

学童クラブにおきましては、(障害の程度は) 中程度ということ、医療的ケアが必要ではないといったことが入会の要件となっています。そのため、重度の方についての受け入れはできていないという状況でございます。

#### ○K委員

全学童クラブで行うのは大変なことで、それなりの専門の方が来なければいけないし、保育士で対応できるかというのは疑問がありますが、既に何年も前から行っている区はあります。そういう要望があったら断れない。中度の方だったらそれなりに対応できるかもしれませんが、重度は限ってはいますけど、地域に受け入れている区はあります。それも最近ではありません。ですから、これから行うのであれば早急に行う気持ちがあるのか、要望があったらねのけることはもちろんできない話なので。

#### ○座長

障害の重度の場合であっても、まずは受け入れるべく対応すべきであると。そういうことを求めたいというご意見でよろしいですか。

#### ○K委員

はい。

#### ○E委員

放課後等デイサービスに関連した意見になるかと思いますが、私もほかの区で放課後等デイサービスに関わっているのですが、知的障害のお子さんのみを受け入れるような施設になっております。肢体不自由のお子さんもたくさん入所の希望があるのですけれども、基本的には施設的な整備が充実していないということと、対応できる職員が少ないというところでお断りしています。そのあたりは非常に運営している立場では心苦しいのですが、今のお話にありましたように、どのお子さんも、どのご家庭もやはり放課後等デイサービスを望むご家庭が多くなっていると思います。中度というような形の区切りを入れなくて、施設整備の充実等が図れるように事業所を支援する形で、受け入れの幅をできるだけ広げるような施策の方向性を出して行ってほしいと思います。

#### ○B委員

医療費の助成も今の法制度の中でできるようですが、実際は都が行っているものが多く、区の支援制度という意味とはちょっと違うので、ここに入りにくいのかなとは思いますが、最初の窓口としては区になるので、医療費助成、いわゆる難病であれば小児慢性特定疾患への医療費助成や、東京都が中学生までは医療費が助成されるということになっていると思いますし、そういったものも支援されるということはこの説明の中では書いていただきたいと思います。「障害者福祉のしおり」の中でも、個々の助成制度については出てはくるのですが、最初の説明にそういうものが余りないようなので、周知を図るという意味でも、まだいろいろ課題は多くありますが、せっかくできている制度ですので活用できるように周知していただければと思います。

#### ○L委員

本日、小児の高次脳機能障害について、私の意見書を机上配布して頂きました。今すぐお読みいただかなくても良いのですが、小児の高次脳機能障害が発達障害に含まれるとい

う事をご理解いただきたいと思って提出致しました。意見書に書いたように見落とされやすい障害です。特に、こども発達支援センターではこの事を意識して頂き、谷間に陥らないよう宜しくお願い致します。

#### ○座長

机上配付ということだったのですが手元になかったので、口頭でご説明いただいた内容で、谷間に陥らないように意識するというご指摘です。ほかにはいかがでしょうか。

#### ○F委員

相談支援の体制で、こども発達支援センターを中核として関係機関で取り組んでいくとあります。きららに勤務して感じるのは、子供のころ不登校で、教育相談に行っていました。その後、精神科に通うようになり、今はきららに、という話を聞くことがあります。切れ目のない相談支援の体制という話があるので、こういった子の受け入れや、ケア会議のような場面で地域生活支援センターを少し招いていただくことで、切れ目のない相談支援体制の1つのきっかけにできていくのかなと思いました。

#### ○C委員

B委員が医療費の問題をここで取り上げたのでびっくりしたのですが、医療費補助については、精神障害者は言うことがたくさんあります。この資料3の項目で、もし医療費の問題を取り上げていただくのであれば、ぜひ精神障害者についても、他の2障害なみの補助をしていただきたいというのが、私の意見でございます。

#### ○座長

障害児というところからのご発言だったと思うのですが、保険医療体制の充実のところが大きな柱として次回もでございます。ぜひ、そのときにご意見をいただければと整理しておきたいと思えます。まだご発言いただいていない委員はいかがでしょうか。

基礎調査では発達段階に応じた取組を進めること、ということで、いわゆる発達保障という部分と、それから教育の問題は、また教育の問題で出てくると思えますけれども、障害のない子供たちとの共有できる時間や機会の保障というところを、両方目指していく必要があると思えます。

順次進めておりますけれども、施策の方向性は、出された意見の中でということでは決してありません。事務局にはそれを踏まえてさらに精査をしていただき、具体的な施策に結びつけていただくということと、全体を振り返る中でお気づきの点があればご意見としてお出しいただく機会もぜひ設けていただきたいと思えます。一旦ここで10分間休憩をさせていただきます。

(休憩)

#### ○座長

次に資料4「障害者就労を促進する」について、ご説明をお願いします。

#### ○障害者施策推進課長 資料4「障害者就労を促進する」の説明

#### ○座長

では、それぞれ委員の皆様方からご意見を頂戴したいと思います。

#### ○E委員

私も、就労している方の相談活動をしているのですが、ほとんどの方が相談に来られた理由は、上司が代わった、あるいは障害担当の方が別な方に代わったと、周りの方

が代わったところで、不安定になったり、仕事がうまくいかないという人が多いです。そういう意味で、支援ネットワーク、あるいは職場定着支援の充実が、障害者が働くためには最も大事なことだと。就労させるための努力も必要ですけれども、就労させた後も支援が必要であるということをぜひお示ししていただくようお願いしたいと思っております。

### OD委員

視覚障害に関係しますが、この感じを見ていると、精神の人たちの就労の大変さというのはわからないわけではないですが、視覚障害者だけに限っていいますと、私たちの職域というのもあって、マッサージなどもあります。資格がなくてもマッサージみたいなことをやってお金を取っている人たちがいます。その人たちは機動力もあるし、資本もあるし、宣伝力もあるしということで、こちらも仕事が圧迫されている現状があります。また、公務員での雇用はやはり限られており、盲学校で勉強した人ぐらいしか、なかなか就けません。弱視は別として、民間企業になると活字対応が難しい視覚障害者では、なかなか就職先もありません。技術があって、景気がよければヘルスキーパーなど一時期ありましたが、今はそれもなくなってきています。あとは、唯一パソコンができて、それなりのことができれば雇ってはくれているのですが、単純作業をされているというところもあります。職場の理解と、我々の場合は、何カ所か東京都内にもありますが、スキルをきちんと身につける支援を、区での支援なども計画の中で充実させていただきたいし、区でもそれなりのところで採っていただければと思います。

### OH委員

この障害者就労ですが、いわゆる法定雇用率や障害者雇用制度だけではなく、例えば私どもの就労型の事業所で、町の商店の花屋や地元の中の商店に実習という形でトレーニングをして、そこからまた就労につながったという方もかなりいらっしゃいます。いわゆる福祉施設だけで職業訓練を行うだけではなく、普通の商店や町の中のお店で、トレーニングをして外へ出ていくということもかなり有効だと感じています。これまでの制度だけではなく、地域の実習のようなもののサポートや、事業主の方もネットワークの中に一緒に入ってくるなど、障害者就労はもう少し多様に考えていく必要があると思います。

### OM委員

難病の中でもいろいろございますが、私の場合には、パーキンソン病友の会の相談を受けたりしております。その中で、一つの例を申し上げたいと思います。

その方はパーキンソン病の障害のある方で、程度から言えば Yahr 2 ぐらいだと思いますが、外見上は病気に見えません。ところが、肉体的にはかなり劣化しているという感じ。彼の場合は若年性パーキンソン病で、その方が就職するときに、病気で体の調子が悪いのですけれども、就職できますか、生活がかかっているのどうしたらいいのでしょうか、という相談を受けました。こういう場合は、自分の体調不良の状態をかかりつけのお医者さんと相談し、区役所等の窓口で自分の障害の程度をきちんと意識づけしてもらって、障害者手帳をいただき、それによって企業がその病状の程度がはっきりして、病気のことや、障害者手帳を持っているということで就職できたというケースもあります。

それから、就職先の問題ですけれども、障害者手帳を持っていて、体幹障害の方にどんな仕事を割り当てるか。企業によっては、時々薬が切れると体がだんだん震えて重いものも持てない方に、重い荷物を 2 階または 3 階に持っていきなさいと、肉体労働を割り当て

るところでもあります。相談を受けて企業の担当者に相談したこともあります。

雇った側の認識の度合いも、早い話が障害者だから何でもいいや、というような仕事をさせるのではなくて、障害に応じた、肉体労働はちょっと無理だなということであれば、事務的な仕事をさせようということも必要です。障害者の状態に応じた就労をさせることが必要ではないかと感じました。

#### ○N委員

少し話が飛ぶような感じですが、アメリカでは身体、精神の両方のリハビリが非常に進んでいると認識しています。戦争で多くの若い人たちが心身ともに傷ついて戻ってきて、その方たちに手厚い保護を財政的にしてはいられない。そうすると、そういう傷を負った人たちをどう国のパワーにしていくかと。ですから、あてがうというよりも何ができるのかということ掘り起こし、できることをやってもらうということで一端を担ってもらうという考え方があり、それが日本は違うのかなという気がします。

それと、精神障害者の方は不特定多数がすごく苦手です。一人一人の能力はかなり優れていても、不特定多数となるとだめなんですね。ですから、研修なども、できる限りマンツーマンという感じのものづくりというのも、その方の能力を引き出すには非常に必要なことではないかなと思います。

#### ○○委員

「課題」の最後のところに「発達障害や高次脳機能障害の方の就労意欲が高く、就職先や訓練先の確保が必要である」と書いてありますが、発達障害や高次脳機能障害の方は、ご自身のスキルもアップし、なおかつ就職先の理解がないと、就職を継続していくことが困難だと思うので、その辺りを考えていただきたいと思います。

#### ○H委員

施設から就労していただくだけではなく、精神障害の方は既に就職されている方なども入っているのではないかと思いますので、そこで鬱だったり、一時的に職場から離れている方たちも含まれているかと思いますので、鬱病のリワークみたいなことも、練馬区でも考えていけるといいと思います。

#### ○座長

在職中に発症された方ということでしょうか。

#### ○H委員

はい。

#### ○K委員

法定雇用率ですが、練馬区は何%でしょうか。規定上は2.3%となっていますが。

それと、身体障害者の方は公務員試験を受けて入っている方も多くいらっしゃるのですが、知的障害者について、練馬区ではアルバイトの方とか非常勤の方がいるのかどうか。

#### ○F委員

きららの中で相談を受けていると、就労に関しての相談を非常に高い割合で相談を受けています。自分は今、仕事をしていないけれども、働きたいとおっしゃる方の割合が非常に高いです。相談を分けていくと、1人で責任を負わされると難しいかもしれないというふうにおっしゃる方が多くて、グループで働くことができれば、この日は誰、この日は誰という形で組めるとか、1つの仕事を2人でわけたりするなら可能だと話をされている方

がいます。実際にそのようにされている方も多いので、そういった就労の形を実現できないのかということと、それと企業に理解していただくということも大事だと思うのですが、理解してくださいというだけではなく、障害のある方を雇うと、こういった助成金がありますということを広めていくことも大事なかなと思っています。

また、P委員もきららの同じ商店街に入っているのですけれども、P委員の商店会と隣の商店会とで、月に1回掃除の仕事を小さな作業所に発注していただいています。それが作業所のメンバーにとって、地域に出ていく、人がいる中で掃除をするということになっていて、そういった好事例を区内の中で、まずは広めていって、それで理解者を増やしていくことも大切なのかなと思っています。

また、発達障害の方の就労に結びつくと、きららでは比較的長く続く方が多いように感じています。一方で、人間関係の距離のとり方がちょっと苦手だったりしますが、SSTを進めていくと非常に有効なケースが多いので、発達障害の方たちに特化するようなSST等の場面をつくってもいいのかなと思っています。

#### ○座長

SSTは Social Skills Training (ソーシャル・スキル・トレーニング) ということでよろしいですか。

#### ○F委員

はい。

#### ○座長

お名前が出たので、P委員の取組を、もしご紹介いただければぜひお願いします。

#### ○P委員

商店街の中で、月に2回ほど障害者団体に町のお掃除のお手伝いを業務委託という形でご協力をいただいているところがございます。

また、仲間のメンバーの飲食店ですけれども。障害者の方を受け入れて仕事のお手伝いをいただいたという事例もございます。飲食店の厨房でお皿を洗うなど、単純な作業でございますけれども、そういうのを何名かでもって交代制で仕事を行っております。

私が思いますに、企業もですが、町の商店でもやはり人手が欲しいところはあると思います。できれば、そういう助成制度の話も含めて、練馬区の商店街連合会や産業連合会などに、働きかけて広く就職先を募っていくというのも大事なことはないかとい考えます。

#### ○座長

ハローワークのQ委員、委員の皆様方から練馬の障害者雇用就労促進でというご意見が出ていますけど、もし何かお気づきの点があれば、ご意見をいただきたいと思います。

#### ○Q委員

就職させることについては、私どもの役割になるのですが、就職後の定着が課題になっております。その中で、地域の機関との連携からいうと、練馬区の場合はレインボーワークがあるわけですが、できれば就職する際の関わりが望ましい。就労移行支援事業所はずっと定着（支援）に関わることはできませんので、結局区のセンターが引き継ぐという形をとっている方が多いです。（就労移行支援事業所の）支援が終わって、いきなり引き受けられるのかと。本人たちも初めて会ったり、どの程度あるかはわからないのですが、それではなかなか支援対策にはならないと。できれば就労前から関わっていただけると障害者

にとってもありがたいかなということを感じております。

それともう1点、最近出てきた例で、就労している人なのですが、生活面がなかなかうまくいかない。例えば、お風呂に入らない、ずっと同じ靴を履いていて穴があいているとか、そういったことは、事業所側も新しい靴に履きかえなさいとかいろいろ言うのですが、その辺りがなかなかうまくいかないということがあります。職員が（支援に）行ったときに地域の機関がある、という話をしても、そこへ出ていかない方が多いそうです。ですので、何か地域で気楽に話せるような場があればいいのかなということを感じた例がありました。

#### ○座長

先ほどのK委員からのご質問で、練馬区役所における障害者実雇用率と知的障害者の方の雇用実績で、何かございますでしょうか。

#### ○障害者施策推進課長

手元に数字はないのですが、練馬区の場合、法定雇用率の2.3%は超えております。

知的障害者については、これも正確な数字ではないですが、2人ぐらいの採用をしていると聞いてございます。

#### ○K委員

それはアルバイトとしてですか。

#### ○障害者施策推進課長

非常勤職員です。

#### ○K委員

法定雇用率はあまりあてにできないので、民間でもリストラをしていますし、役所でもしているわけですね。分母が小さくなれば自ずと上がるわけですから、あまりそこは気にしていません。

#### ○R委員

就労ということは大変いいことで、世の中の流れが就労へ向かっているのですが、ただ、事業所側から見ると、就労のメリット、デメリットが大変多くあります。

皆さんは、就労について美辞麗句でおっしゃいますが、実は隠れたデメリットもたくさんあります。結局、私どもの事業所が受け入れている人たちは、企業でリストラにあった人あるいは企業で精神的疾患を負った人で、そういう方々が多く、私どもの事業所に来ています。そういったことも考えて就労について皆さんに考えていただきたいと思います。

#### ○座長

多様な要素が出たと思います。環境への働きかけも含めた定着の課題、マッチングの重要性、それから職域確保への必要性、また最後におっしゃっていただいたところもそこに関わってくるとは思いますが、多様性みたいなところをどう確保していくかということもご意見の中に共通する要素だったと思います。

それでは、最後に「権利擁護を推進する」について事務局から説明をお願いします。

#### ○経営課長 資料5「権利擁護を推進する」の説明

#### ○座長

独立した、権利擁護を推進するという項目でございます。これにつきまして順次ご意見をいただきたいと思っております。

## ○C委員

課長が代わられたのでもう一回確認したいのですが、権利擁護の問題につきまして、前回の懇談会で差別解消支援地域協議会を設置しますかという質問に対して、区として方針が決まっているわけではありませんと言っておられました。

ですが、先ほど来、私が申し上げていますように、権利擁護の問題は、ここに書いてある単なる成年後見絡みの問題あるいは虐待防止の問題だけではなく、地域に精神障害者といえども、どの障害者であっても一般の人と同じように自由に住めるという権利擁護を確保してあげるしかないので、差別解消支援地域協議会設置について研究したいという一言を入れていただきたいと思います。もし課長にご意見があればお聞きしたいです。

## ○座長

では、C委員のご意見の前提となる、現時点での考え方がもしあればいただきたいと思います。

## ○障害者推進施策課長

引き継ぎの中で、前任の課長から、今後国の基本方針を含め、それらを踏まえながら検討していくということで引き継いでございます。行政側として障害者の差別解消に向けた取組を推進していくという形が、どのような形かということについては、本日のところなかなか申し上げにくいというのが正直なところでございます。

## ○I委員

障害者の権利擁護については、障害者権利条約が批准されて非常に羽ばたける年になっています。批准されて、国内法をこういった形で整えていくのですけれども、実態調査の中で、やはり障害者自身が自分たちの障害を理解してほしい、わかってほしいという項目のパーセンテージが非常に多かったと思います。

地域福祉や就労、相談とさまざまな支援が枝葉のように出てくるのだと思うのですけれども、障害者という枠組みだけではなく、本当に障害者のことを広く区民に理解してほしいということだと思います。就労する場合などでも、専門に障害のことを勉強している方ではないので、ただ本当に理解してほしいと思っています。そこから自分たちができること、あるいは障害を持っていても人として生きていくということを保障してほしい、できないことはたくさんあるかもしれないけれども、人間としての尊厳を守ってほしいという希望が、ご本人たちにすごくあると思う。そういう意味では、本当に課題として、枝葉の部分の後見人のことや自己決定のことなど、具体的な事例はそれぞれ大切な項目だと思うのですけれども、大きく、広く区民に障害を理解してもらい、ともに生きる、ともに歩むということを啓発していくには、区としてどういう啓発活動をやっているのか、当事者団体などもネットワークを組みながら、また、ピアカウンセリングや各地域でそういう福祉的な活動をやっているグループなり、団体なりが練馬区は多くありますので、連携をとって進めていくような方向性を、区が導いてくださるといいのかなと思っています。

## ○座長

権利擁護という言葉だけに捉われると大変抽象的な話になりがちですが、先ほど来のご意見というのは、具体的に進めるための方策や、仕組み、施策が随分出ているのかなという感じで受けとめております。あまり抽象的なことではなく、具体的な方向性ということ

でご意見をいただいてもよろしいのではないのでしょうか。

#### OP委員

私は、きららの上で場所を借りて、オレンジの会という認知症を支援する団体の講座を何度か受けたことがあるのですが、支援団体、木瓜の会という名前の会が来たりとかして、認知症はどういう症状を持っていて、皆さんもなり得る可能性もあるのだと説明がありました。では、どうすればならないのかというような質問が出たり、同じ町会の方に来ていただいたり商店街のメンバーが行ったりなどして、その病気に対して理解を深めていくという勉強会をしたのですが、障害者の方の差別といったことも、そういう周りの方にはわかっていただくような講座なり、機会を多く設けたほうが、周りの方たちの理解を深めていけば、そういうようなものはなくなってくるのではないかと思います。

当時、きららが設置される最初のときに商店街では、精神障害者は怖いという話や、飲食店が多い中で食い逃げされたらどうするのだといった、いろいろな心なき声も随分上がっておりました。しかし、それはまだ理解がなかったというか、知らなかったからそういう言葉が出てくるのだと思うので、練馬区内に町会や商店街はたくさんあると思いますので、そういったところで啓蒙活動を地道にしていくことが大事かなと思いました。

#### OH委員

今のお2人の委員のご発言を受けて、この障害者計画自体、障害福祉サービスを充実していくことももちろん大事なのですが、一方で、さっきI委員もおっしゃったように場所があろうがなかろうが、一人の市民として地域の中で生きるという、そういう地域をつくっていくという視点も非常に大事なのではないかと思います。地域福祉のような視点をこの障害者計画の中でもぜひ盛り込んでいけたらいいのかなと思います。

権利擁護の話から少しずれていくかもしれませんが、平成27年度から地域福祉計画も新しく策定されると思いますので、地域福祉計画との連動も障害者計画の中に盛り込んでいけたらいいのではないかと思います。

#### OL委員

資料5の「法制度等の動向」の2番目に「障害者差別解消法」の成立（28年施行）とありますが、この中に「合理的配慮」という言葉が出てきます。先の区長選の折のある家族の体験談ですが、これまでの選挙では特に問題なく投票を済ませていたけれども、住所が変わり、初めての会場なので母親だけ先に投票を済ませ、改めて当事者を伴って投票所に行ったところ、母親と離れて職員の誘導で投票をする事になり、この際に当事者が興奮してしまったそうです。当事者が投票に来ることを事前に投票所職員に伝えてあったのですが、投票を終えて会場を出たところで、対応した職員から排除される様なきつい言葉をかけられ、家族はとてもショックだったとのこと。障害者基本計画には、「行政サービスにおける配慮」の項に「選挙等における配慮」が新設されました。選挙権を回復した成年被後見人に対して、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう配慮義務が書かれていますが、その他の障害者に対しても同様な配慮が必要です。今回の場合も障害理解や対応を工夫するなどの配慮があれば、もう少し落ち着いて投票が出来たのではないかと話しておられました。職員の意識の問題だと思います。よろしくお願ひいたします。

#### OF委員

福祉のまちづくりや防災計画にも関わってくると思うのですが、震災があったときに障

害のある方が震災の避難拠点などでも対応ができなくて非常に苦労したという話や、例えば精神の方は薬がなかなか届かない、診療を受けられなかったといったことがあるので、震災が起きたときにも、少しでもその人がその人らしく生活できるように、というのは障害の有無に関わらないと思うので、そのようなまちづくりを目指していきます、ということも入っているといいのかなと思いました。

### ○座長

福祉のまちづくり自体はまた別の項目でございますので、さらにそことリンクしてご議論いただければよろしいかと思えます。

### ○D委員

合理的配慮というか、権利擁護だと思うのですが、我々視覚障害者、特に活字が読めなかったり、読めない上に書くのがなかなか大変という障害なのですけれども、我々が町に出ることで商店街の方なども代筆してくれたり、いろいろ手を貸してくれたり、声をかけてくれたりと、それこそ、だいぶ分増えてきているのも間違いなくあると思います。

昨年か一昨年かで、やっと金融庁が通知を出して、金融機関職員の代筆を認めたのですが、個人情報保護法ができて何を勘違いしたのか、我々が通帳と判子を持っていても口座を開けない、自分の口座にお金があるのにそれをおろせない、カードの操作をしてくれないなどの状況でした。

大手銀行に限ってディスプレイだけしか操作方法がなかったのも、駅前にあるディスプレイしかないようなところはほとんどないですし、銀行の支店にはあったりするのですが、そんなところに人がいるのだから、ほかのところにも思うのですが、行ったら行ったで、責任は持てないので操作ができませんとか、ボタンを押してもくれないとかということが一時期ありました。生命保険などはまだ直筆でないでだめで、家族の署名捺印を必ず出すようになどということもあります。我々の立場で後見人など、とてもつけられませんし、ではガイドがやっというのかというと、それはだめだと言われるし、孤独な人はどうするのかというと、お金は貸せませんということにもなってきます。行政と関係ないにしても、その辺りの働きかけなども、行政にも協力していただけたらなというところがあり、将来的には計画等の中に入れていただければと思います。

### ○座長

この議論では、障害者権利条約が批准されて以降、初めて計画が策定されるので、権利の主体として、障害のある方を前提とした取組が必要だということ、また差別解消のための地域の協力であったり、合理的配慮への対応であったりといった、今この方向性の中ではキーワードとしても上がっていない項目について、これから十分に検討していく必要があるのではないかと。さらには、そもそも理解を深めるための具体的な方策として、学習し合う機会や広く理解するための機会などが、前提として権利擁護を進める上で重要ではないかといったところが共通する要素だったと思います。

時間がなくて、5つの議題を検討していただきましたが、副座長にご意見を申し上げます。

### ○副座長

皆さんが言いつ放しな感じで、ディスカッションというよりは、とにかく言いたいことを頑張って言わなければという気迫に満ちた2時間だったのではないかと思います。

それぞれの課題に対して、いろいろなご意見が出たと思います。私も、練馬区内で横のネットワークがどうなっているのかなということを考える中で、何か見通しがあるのか気になります。また、住みなれたところに住み続けたいという意味で、居住支援もとても大事でしょうし、就労のところでも最近、訪問型の自立訓練というところで、定着支援が切れてしまった後のネットワークができないだろうかということで、厚労省の推進事業でお手伝いできることが今後あるかもしれないと思っています。

また、私の本来の研究というのは権利擁護ですけれども、権利条約のお話など、I委員から出ていましたが、最終的に皆さんが安心して住み続けられるというのは、平等ということが本当の意味で実現していくことなしには、なかなか難しいと思います。

本当の意味で安心してこの練馬に住み続けられるという、そういった環境を、住民として本当に住みたいという思い、そういった自治体に、ぜひ皆さんのお力添えでつくり上げていっていただくと、本当に一步ということになるのでしょうか、またご一緒にご議論させていただければと思います。

### 3 その他

#### ○座長

それでは、次第3番「その他」で、委員の皆様から何かございますか。

#### ○I委員

いろいろなサービスがあっても必要としている人に届かないということが大きなテーマだということで、H委員からも発言がありましたし、私も随分発言したのですが、半数以上の方がどういうサービスがあるのかがわからない、どのように利用していいのかがわからない、どこが相談機関なのかがわからない、そのことをどうしていったらいいのかというのがこの各論中ではないので、これを今後どういう形で論議していただけるのかお答え願いたいと思います。

#### ○B委員

意見をこの会の後に出してくださいということで、今回の場合は前回の議事録のチェックのための資料として、S委員と私と出ているのですが、これはそのままになってしまうのでしょうか。限られた時間で議論しているのでも、遠慮して発言しているということも私としては考えているので、今回の私の意見書の中に書いてあることですけれども、その辺りの扱いをもう少しちゃんとしていただきたいという希望でございます。

#### ○C委員

貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。簡単に申し上げます。

先ほど来申し上げております障害者差別解消支援地域協議会設置の目的は、いろいろ出ています非難事例あるいは不穏当な発言、差別発言等がございましたが、残念なことに、この会でもさっき不穏当な発言を耳にいたしました。練馬区で何が起きているかということをチェックする機関がどうしても必要です。前回の議事録で課長が答えておられるのをぜひ検討していただきたい。非常にいい発言をされておられますので、申しわけございませんが、さっきお答えになったことを訂正していただきたいというのが第1点。

第2は、資料1の地域生活支援センターの人材育成に関する区側の仕事とそれぞれのセンターの仕事をしっかり分けていただきたい。人員増加は区側が手配すると。その中の人

材育成についてはセンターがやるということをはっきりうたっていただきたいということでございます。

**○座長**

事務局から今のご発言に対して何かございましたらお願いします。

**○障害者施策推進課長**

まず、C委員からの部分については、前回の議事録を読ませていただいた上で次回、回答させていただければと思います。

それと、先ほどの件は、集約意見を議事録に記載するという部分でしょうか。

**○B委員**

両方あります。名前が消されるということも非常に不愉快ですし、出した意見を消されてしまうということも、もう少しきちんと対応していただきたいと思います。

**○座長**

最後はI委員からの横断的なテーマについて、これは特にどこの部分で議論するかは別として、全体の施策の方向性と具体的な施策を考える上で、当然議論する余地があると考えてよろしいのでしょうか。

**○事務局**

情報提供については、この各論で、というようなことにはならないかと思います。安全・安心や、福祉のまちづくりであるとか、全体的にいずれのところにも関わってくるので、現場の声や皆様のご意見をお伺いしながら、それぞれのところで議論をさせていただきたいと思っております。

**○座長**

それでは、用意された議事について、以上で終了させていただき、事務局にお返ししたいと思います。皆さん、ご協力ありがとうございました。

**○事務局**

次回の予定ですけれども、7月24日木曜日午後6時から午後8時に、こちらの20階交流会場で懇談会を行わせていただきたいと思います。ご出席をお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会